

静岡労働局発表
平成28年1月14日

【担当】職業安定部職業安定課
課長：村田 政義
課長補佐：渡邊 祐二
職業指導官：伊藤 祥
電話：054-271-9959
FAX：054-271-9966

「不本意非正規対策・学卒正社員就職実現キャンペーン」の実施について

雇用情勢が着実に改善する中、静岡労働局（局長 野村 栄一）は、不本意ながら非正規雇用で働く方の正社員転換や未内定学生・生徒及び進路未決定学生・生徒をはじめとする若者等の正社員就職の実現に向けた取組を強力に推進するため、関係機関及び団体等と連携しながら、平成28年3月末までを「不本意非正規対策・学卒正社員就職実現キャンペーン」期間として、キャンペーンを実施します。

1 静岡県内における未内定学生等の内定状況及び正社員を希望するフリーターの職業紹介状況

（1）新規高等学校卒業予定者の状況

新規高卒者の11月末の内定率は88.2%で未内定者は791人となっている。

（2）新規大学卒業予定者等の状況

県内大学（※1）における新規大卒者の11月末の内定率は68.0%で未内定者は1,898人となっており、県内短期大学における新規短大卒者の内定率は61.2%で未内定者は413人となっている。

（3）正社員を希望するフリーターの職業紹介状況

ハローワークにおけるフリーター（※2）の平成27年4月から11月末までの新規求職者数は21,958人でうち5,260人が正規雇用就職をしている。

※1：浜松医科大学を除く。

※2：ハローワークにおけるフリーターの定義は正規雇用就職を希望する45歳未満の求職者（新規学卒者。正規雇用の在職者を除く。）であって、次のいずれかに該当する者としている。①概ね1年以上臨時的・短期的な就業を繰り返す者、②臨時的・短期的な就業と失業状態を繰り返す者、③非正規雇用の就業経験が長い者、④就職後の就労期間が短い者

2 静岡労働局における取組

（1）正社員求人を対象とした各種就職面接会の開催

労働局及びハローワークにおいて、若年者・学卒未内定者・非正規労働者等を中心に正社員求人を対象とした就職面接会等を平成28年1月14日から3月18日まで17回（昨年度6回）開催します。（別紙のとおり）

（2）学卒正社員就職実現のための集中的な取組み

平成28年1月から3月までを「未内定就活者への集中支援期間」と定め、上記（1）の取組を含め下記の取組を集中的に実施します。

① 未内定者や進路未決定者に対する新卒応援ハローワーク等の利用勧奨の徹底

大学等及び高校等と連携し、未内定者や進路未決定者に対して正社員就職に係る情報提供のための学卒ジョブサポーターによる出張相談を実施するとともにハローワークの利用説明会や求職登録会の開催を大学等及び高校等に働きかけます。

また、卒業後安易に非正規雇用を選択することがないように「正社員？フリーター？何が違うの??」のパンフレット（別添）を配布し正社員就職への啓発を行います。

③ 求職登録を行った未内定者等全員への個別連絡・個別支援の実施

ハローワーク等に求職登録を行った未内定者等全員に対して電話等による来所勧奨を実施し、来所した未内定者等に対しては学卒ジョブサポーターによる個別支援を行うとともに2週間に1回程度求人情報を郵送し積極的な応募勧奨を実施します。

④ 就職後の職場定着支援に関する周知

内定した学生・生徒を対象として、労働法の周知を含めた職場定着のためのセミナーをハローワークにおいて開催するとともにハローワーク等においても就職後の職場における悩み相談を受け付けることを積極的に周知します。

(3) 関係団体・事業所及び大学等訪問による要請

労働局、ハローワークの幹部等が地域の経済団体・事業主団体等を訪問し、次のことについての周知・働きかけを実施します。

①非正規雇用労働者の正社員転換、「多様な正社員(※3)」導入の促進

②正社員転換ためのキャリアアップ助成金(※4)等各種助成金の活用促進

③労働契約法に基づく無期転換ルール(※5)の周知

④若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定※6)の取得促進

⑤平成28年3月から実施される若者雇用促進法に基づく職場情報提供制度(※7)及びハローワークにおける求人不受理制度(※8)の周知

⑥ジョブ・カードを活用した雇用型訓練(※9)等の利用促進

また、大学等のキャリアセンター等も訪問し、上記⑤についての周知も行います。

※3:勤務地、職務、勤務時間などを限定した正社員

※4:有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対する助成制度

※5:有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルール

※6:若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度

※7:新卒者の募集を行う企業に対し、企業規模を問わず、幅広い情報提供を努力義務とし、応募者等からの求めがあった場合は、次の①～③の3類型ごとに1つ以上の情報提供を義務付ける制度。①募集・採用に関する状況、②労働時間などに関する状況、③職業能力の開発・向上に関する状況

※8:ハローワークは、一定の労働関係法令違反があった事業所などからの新卒者の求人申込みを受け付けられないことができる制度

※9:雇用した従業員を対象とした企業内での実習と教育訓練機関等での座学等を組み合わせた実践的な訓練で雇入れ時の応募書類、訓練成果の評価シートとしてジョブ・カードを活用し企業が負担する訓練経費等に対して助成処置がある訓練

○平成28年1月以降に実施する就職面接会

開催日（予定時間）	名称	会場（所在地）	主催等
1月14日（木） （14:00～16:30）	卸売・小売業 マッチング交流会〈浜松〉	浜松市市民協働センター 2F （浜松市中区中央 1-13-3）	静岡労働局 （若年者地域連携事業）
1月15日（金） （14:00～16:30）	卸売・小売業 マッチング交流会〈静岡〉	グランシップ会議室 908 （静岡市駿河区池田 79-4）	静岡労働局 （若年者地域連携事業）
1月18日（月） （13:30～16:00）	若年者及び学生の就職面接会	グランシップ 1階大ホール・海 （静岡市駿河区池田 79-4）	ハローワーク静岡・ ハローワーク清水・静岡市
1月20日（水） （13:30～15:30）	ミニ企業面接会 （医療福祉分野）	静岡県総合社会福祉会館 （静岡市葵区駿府町 1-70）	ハローワーク静岡
1月22日（金） （14:00～16:30）	卸売・小売業 マッチング交流会〈沼津〉	ブラサヴェルデ 4階 402会議室 （沼津市大手町 1-1-4）	静岡労働局 （若年者地域連携事業）
1月26日（火） （13:30～17:30）	2016 しずおか就職面談会	静岡商工会議所 5Fホール （静岡市葵区黒金町 20-8）	静岡労働局 （年度後半面接会委託事業）
1月27日（水） （13:30～15:30）	ハローワーク富士・富士宮・ 鮎沢 合同就職面接会	富士宮市民文化会館 （富士宮市宮町 14-2）	ハローワーク富士・富士宮・ 鮎沢
1月28日（木） （13:00～16:00）	若年者就職フェア	アクトシティ浜松コンプレックス 3階 （浜松市中区板屋町 111-1）	ハローワーク浜松・浜松市・ 静岡労働局・静岡県（ほか）
2月2日（火） （14:00～16:30）	介護・福祉 マッチング交流会〈浜松〉	浜松市市民協働センター 2F （浜松市中区中央 1-13-3）	静岡労働局 （若年者地域連携事業）
2月4日（木） （14:00～16:30）	介護・福祉 マッチング交流会〈静岡〉	グランシップ会議室 1002 （静岡市駿河区池田 79-4）	静岡労働局 （若年者地域連携事業）
2月15日（月） （12:00～16:00）	若者・学生等就職フェア 〈東部会場〉	キラメッセぬまづ 多目的ホール （沼津市大手町 1-1-4）	静岡新卒者就職応援本部
2月19日（金） （13:30～15:30）	ミニ企業面接会 （医療福祉分野）	静岡県総合社会福祉会館 （静岡市葵区駿府町 1-70）	ハローワーク静岡
2月23日（火） （12:00～16:00）	若者・学生等就職フェア 〈西部会場〉	アクトシティ浜松 展示イベントホール （浜松市中区中央 3-12-1）	静岡新卒者就職応援本部
2月26日（金） （13:00～16:00）	正社員就職面接・相談会	ブラサヴェルデ Aホール （沼津市大手町 1-1-4）	ハローワーク沼津
2月26日（金） （13:00～16:00）	ふじ ふじのみや 合同就職面接会	ふじさんめっせ 会議室 （富士市柳島 189-8）	ハローワーク富士・富士宮
2月29日（月） （12:00～16:00）	若者・学生等就職フェア 〈中部会場〉	ツインメッセ静岡 南館 （静岡市駿河区曲金 3-1-10）	静岡新卒者就職応援本部
3月18日（金） （13:30～15:30）	ミニ企業面接会 （医療福祉分野）	静岡県総合社会福祉会館 （静岡市葵区駿府町 1-70）	ハローワーク静岡